

会 議 記 録

会議名称	第2回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成22年11月25日(木) 午後6時03分～午後6時46分
場 所	西棟6階 第5・第6会議室
出席者	委員 高橋、林、杉山、磯、樋口、長谷川、井山、若宮、春原、 和久井(伸)、和久井(義)、大林 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	資料1 杉並区移動サービス情報センター活動報告について 資料2 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部 改正について
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1)福祉有償運送団体に関する協議等 ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の更新登録に ついて(団体要件確認票:事前配付) (2)その他 ・杉並区移動サービス情報センターについて ・その他 ・次回運営協議会について 4 閉会

○事務局 第2回杉並区福祉有償運送運営協議会を始めます。

今回は、NPOおでかけサービス杉並の更新ということで、議題を用意しております。その他報告事項については、移動サービス情報センターの状況等について、少しご説明いたします。 それでは、よろしくお願いいたします。

○長谷川会長 皆さん、こんばんは。第2回福祉有償運送運営協議会ということで、よろしくお願いいたします。

議題の1、福祉有償運送団体に関する協議等ということで、本日は特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の更新登録についてご協議いただきたいと思います。

(樋口委員及びおでかけサービス杉並・野口氏、ともにオブザーバー席に移動)

○長谷川会長 それでは、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、事務局の方から、今回の団体要件の確認につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず初め、運送主体ですけれども、こちらの団体名が特定非営利活動法人おでかけサービス杉並。所在地の方が杉並区荻窪5-18-11、サニーシティ荻窪103です。こちらの内容につきましては、様式1-2でお示ししてございます。あわせて、資料に、定款と、それから登記事項証明書の方を添付しております。

2番目としまして、運送の対象、現在、登録会員が137人です。旅客の名簿、参考様式のイ号、それから身体状況等、容体ごとの会員数ということで、参考様式第ロ号の方に内訳をお示ししています。旅客名簿の方につきましては、名前、住所、そちらの方は個人情報になりますので、伏せてお出ししております。こちらの資料で確認していただくところは、この運送を必要とする理由、イ、ロ、ハ、ニの分布の方をごらんください。

続きまして、3番の運送の形態。こちらが、発着のいずれかは杉並区内ということになっております。様式第1-2号のとおりです。

続きまして、使用車両ですけれども、福祉車両が2台それからセダン型の車両が7台ということで、福祉車両につきましては運送主体の所有のものであります。セダン型の車両につきましては、提供車両という登録になっております。こちらの方の資料が自動車登録簿それから車検証、任意保険証、それと資料4、5、6番、そちらの方で確認してください。

続きまして、運転者ですが、運転協力員が今現在15人ということです。そのうち2種免許の所持者が1人ということになっております。こちらの方は様式第4号の方でお示して

おります。こちら名前の方は伏せてあります。参考様式として、運転者台帳のホ号それから運転者証へ号というような書式、これを備えております。こちらの15名の運転免許証、国土交通大臣の認める講習の修了証は事務局で確認しております。

続きまして、6番、損害賠償措置は、こちらの対人・対物、それぞれ無制限の保険に入っております。内容につきましては、自動車、任意保険証、こちらの資料6でご確認ください。

続きまして、7番、運送の対価です。運送の対価は、資料7、8のとおりです。走行距離の2キロまでが350円、その後1キロまでごとに150円を加算となっております。こちらの料金ですが、変更はありません。

続きまして、8番の運行管理体制。こちらは様式第5号でお示ししてございます。責任者の就任承諾書、第6号で運行管理体制を記載した書類、参考様式第8号として、安全のための確認票ということで、資料を添付してあります。

あわせて資料の9の方で、車両の運行規定、こちらの団体の車両の運行規定です。

続きまして、事故の際の対応につきましては様式のト号、それと、苦情処理の対応につきましては様式チ号ということで、それぞれ添付しております。法令の遵守にかかる宣誓につきましては、様式第2号を添付しております。

団体の活動の収支の状況につきましては、21年度の決算、22年度の予算書を添付しております。あわせてご確認ください。

車両の表示につきましては資料がありませんが、自動車の両側面に運送者の名称、有償運送車両の文字、そして登録番号、これを記載しまして、車の側面から見やすいように表示しております。

また、自動車内の掲示につきましては、運転者の写真を張りつけた運転者証、先ほど申し上げました様式のへ号ですね、こちらに写真と氏名等を載せて車の中に表示してございます。それと、料金に関する事項をわかりやすく自動車内に掲示しております。

以上、こちらの方で送らせていただきました団体要件確認票についてのご説明になります。この内容に基づきまして、ご協議、よろしくお願いいたします。

○長谷川会長 ありがとうございます。

団体の方から何か補足、説明等ありましたら、お願いしたいと思います。

○おでかけサービス杉並・野口氏 特にはございません。

○長谷川会長 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局の方から団体要件確認票の方を説明していただきました内容につきまして、質問、ご意見等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○杉山委員 この団体はもう何年もやっているし、実績もある。一番後ろにいろいろ2年間の実績が載っていますけども、事故もゼロ、苦情もゼロということで、本当にすばらしいと思っています。

これは全く関係ないことかもしれないんですけども、20年度と21年度になって利用者・稼働日数などが随分落ちて、売上げが落ちたりしている。高齢化とか、やめていかれたNPOの利用者の受け入れなど、本当は逆にふえていくと思っていました。単純な疑問ですけど、もしよかったら、それを教えていただければと思います。

○おでかけサービス杉並 質問にお答えいたします。

20年度から21年度にかけて、実績の方が落ちている点ですが、(当NPOは)料金体系が時間制になっていて、ほかのNPOで距離制をとっているところが新しくでき、その関係で落ちたということがあります。それで、今年度当初、4月に料金の改定をいたしました。

○長谷川会長 よろしいでしょうか。

今日の資料は21年度までですので、また次、今年度の状況を確認していきたいと思えます。

○おでかけサービス杉並(野口氏) 22年度ですけれども、半期分で比較しますと、20年度と比べて、二倍に近くまで実績が伸びていますので、料金改定をしたことが、利用者さんに選んでいただいている理由かと思っています。

○長谷川会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

(なし)

○長谷川会長 おでかけサービス杉並の更新登録について、協議整ったということにさせていただきます。ありがとうございます。

○おでかけサービス杉並 ありがとうございます。

○長谷川会長 それでは、樋口委員に委員席の方にお戻りいただいて。

杉山委員からも話が出ましたけれども、実績をお持ちの団体なので、今後もこの調子で杉並の移動サービスに貢献していただきたいと思えます。よろしく願います。

○おでかけサービス杉並 ありがとうございます。

(樋口委員は委員席へ、おでかけサービス杉並は傍聴席へ移動)

○長谷川会長 それでは、その他に進んでよろしいでしょうか。

(了承)

○長谷川会長 議題のその他で、幾つか事務局から説明いただくことがあるようなので、よろしくをお願いします。

○事務局 最初に移動サービス情報センターのこの間の実績について、簡単にご報告したいと思います。センター長からお願いしたいと思います。

○移動サービスセンター長 こんばんは。よろしくお願いいたします。

お手元に資料を用意いたしました。前回からの事業者の数の変化から報告します。

前回は、6月の時点で45事業者、今、51事業者の協力を得ております。福祉限定事業者が32から36団体に、介護保険事業者のタクシーが4から6団体へ増加しました。

前回の運営協議会以降のセンターの主な活動について報告します。区民の皆様への周知活動を続けておりまして、地域区民センターまつり、イベント等での相談コーナーを設置して、区民の方にお話をしております。去年も敬老会にリーフレットの配付に伺っていましたが、ことしは「さんじゅ」の参加者の方に、入り口におきましてリーフレットを配付いたしましたので、移動の情報が欲しい方にお渡しすることができたと思っております。

今回は千昌夫さんのコンサートがあり、大変参加者が多く、車いすのスペースが埋まっていた状態でした。当日だけでなく、後日車いすでも出かけていらっしゃる方を見てのご相談もいただきました。「もび〜る」へのご相談は、通院に関する相談が9割方です。楽しいことへの外出のイメージが持てたい機会でした。来年もまた、引き続き情報提供の機会とさせていただきたいと思っております。地域ケア会議、地域安心ネットワークの地域連絡会、家族介護教室等でもご説明をしております。

今年、変わった点は、22年度版の高齢者のしおり、あるいは福祉タクシー券等を見てのお問い合わせが多く見受けられました。障害者の方々は、いつもお使いになられている事業者をお持ちですので、新規のお問い合わせは高齢者の方たちが中心となっています。世田谷区にも「そとでる」という機能があり、配車の機能を中心に行っていることでリピーターが多いのですが、こちらのセンターは情報提供が中心ですので、リピーターは余りありません。絶えず新しい方たちに情報提供をしていく姿勢が大事と改めて思っております。

また、事業者連絡会を9月に2回目を開いております。グループ討議の場面を設けて、事業者さんたちがこの3年間でどんな変化を感じているか、課題や今後の展望についてご意見をいただきました。今年の夏は非常に暑く、車いすの方が救急車で搬送されたあと、夜お帰りになれなかったことも多く聞かれました。4月から民間のコールセンターで朝の5時まで受け付けできるところが始まり、以前より大分移動サービスの持つ機能が変わってきたことも、参加者で共有しました。また最近、移動サービス・福祉有償運送それから介護保険のタクシー、福祉限定を含めてふえてきており、新規に開業された方が安定するまでの期間が、以前に比べて遅くなっているという報告もありました。新しいところは苦戦しているというような報告があったのも、特徴としてとらえております。

続きまして、ケアマネジャー対象ミニセミナーを、11月16日に介護保険編ということで、スギコーヘルパーセンターの方においでいただきまして、移動の場面での介護保険の使いかたをケアマネジャーの皆様にご説明する機会を設けました。ケアプランに組まれたことがある方がとても少なかったので、引き続きこのようなセミナーを繰り返していく必要を感じております。

また、セダン乗り込み介助技術研修ということで、腰を痛めないような新しい技術の習得目的で協力事業者とともに勉強の機会も設けました。また「もっとまちに出よう！車いす介助教室」ということで、「電車にのって商店街散策を楽しむ」という企画を10月に行っております。センターは、移動手段についての情報提供も行っておりますが、コスト的にご利用者の負担も大きいので、バスや電車など費用のかからない移動手段の活用も促し、介助ができる方の育成をしております。参加していただいた方たちには好評を博しており、これからも区と相談しながら進めたいと思っております。また、今回荻窪駅の駅員さんたちが、車いすの方のお手伝いが大分スムーズで、なれていらっしゃるなどということも実感しました。新宿では一日に100の方が車いすで乗りおりをされているということも聞いております。また、すぎなみ移動カフェを、「あんしん安全な施設送迎」ということで、研修が義務づけられていない事業者さんの方に情報提供の場を設けました。

秋にリーフレットを4,000部増刷いたしまして、ゆうゆう館にリーフレットの配置をお願いいたしました。「もび〜る通信」を8月と11月に発行しております。また、ホームページのデータも随時更新しております。今後は1月に第3回の実業者連絡会、そして2月に「もび〜る通信」3月に移動カフェ、また内部の研修等で個人情報の保護ほか、相談につ

いての理解を深めるような研修を予定しております。

別紙①の方で、相談者別月次相談実績というところで、10月までの合計実績は646件になっております。こちらは去年の、09年度10月までのときが561件でしたので、115%の伸びです。また、この②の相談内容別月次相談実績の中で「取次」とありますが、こちらの10月までの合計199件、これは09年度では10月までの時点で153件でしたので、130%というふうに伸びてきております。また、6時間以内に取次を希望する、なるべく早くというご要望にもこたえられるように夏以降力を入れ、件数が19件になっております。

④の方では、相談内容別詳細。新しい傾向として、センターで取り次いだ件ではないのですが、どこのタクシーに予約を頼んだか忘れてしまわれたという話がありました。認知症の方と思いますが、ご相談が寄せられた場合はケア24につないでいく対処をしております。今後こういう認知症の方への理解を深めた相談を行っていく必要を感じております。

○長谷川会長 ありがとうございます。

今ご報告いただきました内容について、質問、また感想などありましたらいただきたいと思っております。

○磯委員 確認をさせていただきたいのですが、先ほど協力事業者数のご案内があった中で、杉並区外の協力事業者というのはふえているのでしょうか。

○移動サービスセンター長 はい。ここのところ、杉並区内の事業者さんは余りふえていなかったのですが、この介護保険のタクシーについては、2事業者とも区内の事業者さんです。福祉限定は、6月以降は、私の記憶だと区外の事業者さんです。

○磯委員 区外の事業者さんを杉並区がサポートしている。この「もび〜る」を使ってあっせんを受けて、区内の方を移送されると。この協議会を通していない形になると思うのですが、そういう形というものは問題ないのかなという疑問を感じます。

○移動サービスセンター長 福祉限定の免許は、都内は発着地オーケーというような形になっておりますので、大体、隣の区からとか来ていただく例が多いようです。法的な縛り而言えば、福祉限定はタクシーの範囲ですので、運営協議会の検討事項ではないと思っております。

○磯委員 ちょっとすみません。先ほど杉山社長の方からもお話がありましたけど、区内の事業者さんが少し落ちている中で、区外がいろいろ入ってきているとなると、ちょっとどうなのかなというところもあるものですから、その辺もお話しさせていただいたんです。

法的に問題がないというのはわかりますが、そういう傾向でいいのかなというところも感じます。

○長谷川会長 はい。ご意見ということですかね。

○磯委員 そうですね。

○長谷川会長 もう少し、事業者の所在地と、例えばどのぐらい取り次ぎをそこにしているかみたいなというのは、資料としてはまとめようと思えばまとめられるものですよ。どのぐらいどこに紹介した、取り次ぎをしているかというのは資料としてはあるということですね。

○移動サービスセンター長 はい。

○長谷川会長 わかりました。

では、もし必要があれば、次回、また報告をいただくときにご要望として挙げていただいて、その前のときの報告で出した内容として、協力事業者さんの所在地が、杉並区と杉並区外でどういうふうになっているのかというようなことを、次のご報告のときに少しご紹介いただけたらいいのかなと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

○磯委員 もう一つ。区の資金というのも少し出ていると思います。区外がメインになってくるような傾向があると、何のためのサポートなのかなという疑問も感じます。

○事務局 「もび〜る」自体は、確かに区の委託事業という形でやっていますが、実際に利用されるのは、「もび〜る」に相談されるのは区民の方で、区民サービスという意味では特に問題ないと思っています。

福祉有償運送が区内で認められているというのは、一つにはそれ以外の移送サービスでまかなえない現状から来ています。いわゆる限定さんも含めた区外の事業者であっても、サービス提供の対象が区民であればいいということです。本来であれば、磯委員がおっしゃるように区内の事業者さんが全部カバーできるというのは理想なのかもしれませんが、現状では、できるだけ利用の機会をふやしていただくという面からも、ほかの自治体の事業者さんであっても「もび〜る」に登録していただいて、区民へのサービス提供に活躍していただけるということも必要と今のところは思っております。

○長谷川会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○杉山委員 すみません。今のお話でちょっと平たく理解しますと、区民のためのサービスをやる、情報提供をするのが「もび〜る」だと思いますけども、区からお金も出ているし、区の委託を受けてやっているということですよ。極論で言うと、区民の利便を図るためならば事業者はどこでもいいと、そういうことになるのです。そういうことですよ。そこまで極端ではないのかもしれませんが、磯委員の聞きたいことは多分そういうことだと思うんですね。できたら区内で全部需要を賄って、区民のために区内の事業者がやるというのが正当と思うんです。足りないときは、いろんなところの外の事業者をみんな使いますよ。区民がそのために利便をあずかれるのであればそれでいいんだということですよ。

○事務局（竹田） 杉山委員のお話はまさに極論なのかもしれないのですが、理想的には区内の事業者さんがすべてのサービス提供が可能であれば、区外の事業者さんにお声をかける必要はなくなるだろうと思っています。それがあべき姿というか理想と思いますが、今のところは必ずしもそうではないので、区民の方が利用したいときに区外の事業者さんをお願いせざるを得ない状況もあるということです。決して区外の事業者を優先して、そっちの方をどんどんやっていきたいと思いますという考えでいるわけではございません。その辺はご安心いただければと思います。

○長谷川会長 よろしいでしょうか。

（ なし ）

○長谷川会長 はい。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見、ご感想ありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○長谷川会長 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、その他の2ですね。事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、資料2について説明させていただきます。

きょう、当日配付した資料ですが、こちらの国の通知が同じ番号で二つ出ておまして、「国自旅第262号 平成22年3月23日」付で、過疎地有償と福祉有償と全く同じ番号、日付で出てございます。具体的な改正につきましては、最後のページの方にありますとおり、地方自治法に定める地縁団体、こちらを加えるというふうな形で、福祉有償の対象団体の

拡大という変更になってございます。こちらが3月の変更なので、第1回目の協議会の方で
お示しすべきところだったんですが、間に合わずに、今回お示しする形になりました。

以上です。

○長谷川会長 はい。ありがとうございました。

登録の申請ができる団体に、認可地縁団体というものが加わったということですね。

杉並は、ちなみに幾つぐらいあるのですかね。

○事務局 杉並区の場合に、いわゆる町会・自治会というのが区内全体で大体160ほどあ
るのですが、いわゆる法人格を持った団体というのは、今把握しているところでは14団体
です。

○長谷川会長 わかりました。ありがとうございます。

すぐ、その14団体から何か申請があるということはないかと思えますけれども、何かの
折には、改正があつて、拡大されたということ、もし委員として何かご説明するとき
は念頭に置いていただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、ほかに何かございますか。

(なし)

○長谷川会長 なければ、次回について。

○事務局(竹田) 次回の運営協議会について、勝手ながら日程を決めております。

次回は2月9日、水曜日、午後6時から、第4会議室で行いたいと思っています。

次回は、更新が3団体、3月に期限が切れる団体が3団体ありますので、そちらの更新の
協議をお願いをしたいというふうに考えてございます。また、開催通知それから事前配付
資料等、改めてお知らせしますが、今からご予定いただければと思います。

こちらからは以上です。

○長谷川会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

(なし)

○長谷川会長 特にないようでしたら、これで第2回杉並区福祉有償運送運営協議会の方
を終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

平成 22 年 1 月 25 日

区役所第 5・6 会議室

第 2 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

会長あいさつ

【議 題】

- 1 福祉有償運送団体に関する協議等
 - ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の更新登録について
(団体要件確認表：事前配布)

- 2 その他
 - ・ 杉並区移動サービス情報センターについて (資料 1)
 - ・ その他 (資料 2)
 - ・ 次回運営協議会について

【資 料】

- 資料 1 ・ 杉並区移動サービス情報センター活動報告について
- 資料 2 ・ 「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

杉並区移動サービス情報センター報告

平成22年11月25日

1 相談・取次実績報告（別紙①）

協力事業者数…51事業者（平成22年10月末現在）

福祉有償運送団体	3
福祉限定事業者	36
介護保険事業者タクシー	6
福祉ハイヤー	3
一般タクシー	3

2 前回運営協議会（6月28日）以降のセンターの主な活動

- ・ 区民への周知
 - ▷ 地域区民センターまつり等イベントでの相談コーナー設置
 - ▷ 地域ケア会議・地域連絡会・家族介護教室等での説明
- ・ 第2回事業者連絡会（9月7日）
グループ討議「これからの杉並区の福祉交通…現在の課題と今後の展望」
- ・ ケアマネジャー対象ミニセミナー
「外出がむずかしい方の交通手段～杉並区の移動サービス」
 - ▷ 【基本編】（10月29日：ケア24梅里地域ケア会議にて）（13名参加）
 - ▷ 【介護保険編】（11月16日）（12名参加）
- ・ セダン乗り込み介助技術研修（協力事業者対象）（9月26日）
- ・ もっとまちに出よう！車いす介助教室…電車にのって商店街散策を楽しむ（10月16日）
- ・ すぎなみ移動カフェ「あんしん安全な施設送迎」（7月21日）
- ・ リーフレット増刷4000部 ゆうゆう館各館に配置手配
- ・ もび～る通信発行 8月9号・11月10号（各400部）
- ・ ホームページデータ随時更新

3. 今後の予定

- ・ 第3回事業者連絡会（1月）
- ・ もび～る通信（2月）
- ・ 移動カフェ（3月）
- ・ 研修（個人情報保護等）

資料 2

国自旅第 1 4 3 号

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

一部改正 国自旅第 3 3 号

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

一部改正 国自旅第 2 6 2 号

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

各 地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

平成 1 8 年 5 月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 4 0 号)が平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第 8 0 条第 1 項による許可の取扱いについて」(平成 1 6 年 3 月 1 6 日付け国自旅第 2 4 0 号)は廃止するものとする。

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第143号(平成21年5月21日付け一部改正))
の一部改正 新旧対照表

新	旧												
福祉有償運送の申請に対する処理方針	福祉有償運送の申請に対する処理方針												
<p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (1)、(2) (略) (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法人にあっては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第12項の証明書(以下、「告示事項証明書」という。)並びに役員名簿等とする。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略) 附 則 (略) 附 則(平成22年3月23日 国自旅第262号) 1. 本処理方針は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</p> <p>様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p> <p>添付書類(新規登録の申請に際して添付が必要な書類)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">必要書類</th> <th style="text-align: center;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		必要書類	様式番号	1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)		<p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (1)、(2) (略) (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法人にあっては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略) 附 則 (略)</p> <p>様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p> <p>添付書類(新規登録の申請に際して添付が必要な書類)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">必要書類</th> <th style="text-align: center;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		必要書類	様式番号	1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	
	必要書類	様式番号											
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)												
	必要書類	様式番号											
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)												

	なお、認可地縁団体による場合は、規約及び告示事項証明書並びに役員の名簿等	
2 ~ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要） なお、認可地縁団体による場合は、規約及び告示事項証明書並びに役員の名簿等	
2 ~ 10	(略)	(略)

以下 (略)

2 ~ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	
2 ~ 10	(略)	(略)

以下 (略)

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

17杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

改正 平成19年3月19日杉並第84257号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)の規定に基づき、移動制約者を対象とした特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等による福祉有償運送の必要性及び旅客の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため、杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 移動制約者の利便性向上及び福祉有償運送事業者に対する支援策等の検討をすること。
- (4) 前三号のほか、福祉有償運送について必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、区長が任命又は委嘱する別表に掲げる協議会委員(以下「委員」という。)で構成する。

- 2 委員は、前条に掲げるすべての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条第1号及び第2号に関する議事の決定には関与しない。
- 3 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職を代行する。

(協議等)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、会長の決

するところによる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉部管理課に置く。

(委託)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日杉並第84245号)

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月19日杉並第84257号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成 22 年 2 月 1 日現在)

役職	氏名	所属等
会長	黒瀬 義雄	保健福祉部管理課長
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	林 史子	杉並区居宅介護支援事業者協議会 会長
委員	杉山 鍊秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 専務取締役
委員	鈴木 代侖和	交通労連・東京ハイタク労連 執行委員長
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並理事長
委員	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 准教授
委員	春原 和洋	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官
委員	若宮 恒徳	特定非営利活動法人 杉並移送サービス理事長
委員	大森 房子	保健福祉部障害者施策課長
委員	和久井 義久	保健福祉部高齢者施策課長
委員	植田 敏郎	都市整備部交通対策課長

敬称略

(任期：平成 23 年 3 月 31 日まで)